

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20240710	エービー産業株式会社 (法人番号 5190001018704) 代表 者岡田崇	三重県四日市市山田町字 南大沢5897-1	本社営業所	三重県四日市市波木町 399-1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年2月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
2 20240716	信善運輸株式会社(法 人番号 6180001075951) 代表 者原司郎	愛知県小牧市岩崎原新田 321番地	稲沢営業所	愛知県稲沢市祖父江町本 甲宮東39-4	輸送施設の使用停止 (100日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和6年1月17日及び令和6年2月20日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(4)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(5)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(7)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(8)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(9)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(11)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(12)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(13)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(14)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(16)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20240717	ライラック株式会社(法人番号 2180001151046) 代表者丸山裕信	愛知県名古屋市長区大高町字杵前38番地2	名古屋営業所	愛知県名古屋市長区大高町字杵前38番地2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号	令和5年12月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の設定違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
4	20240719	株式会社ZEROサービス(法人番号 1180001077432) 代表者一色誠	愛知県名古屋市中川区十番町4丁目16番地	本社営業所	愛知県名古屋市中川区十番町4丁目16番地	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年5月14日及び令和6年5月16日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20240724	三河西濃運輸株式会社（法人番号9180301014929）代表者天野光宏	愛知県知立市牛田2-58	本社営業所	愛知県知立市牛田2-58	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和6年1月25日及び令和6年2月16日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20240724	まるみち荷役株式会社 (法人番号 2190001022618) 代表 者渋谷良子	三重県北牟婁郡紀北町東 長島2098番地16	本社営業所	三重県北牟婁郡紀北町東 長島368-1	輸送施設の使用停止 (140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和5年11月8日、監査方針に基づいて、監査 を実施。17件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条第4項)、(2)一の運行の 勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6 項)、(4)不正改造車両運行違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実 施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点 呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録記載事 項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第5項)、(8)業務の記録義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)業務の 記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記 録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第9条)、(11)運行記録計による記録保存義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条)、(12)運行指示書の作成義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、 (13)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、 (14)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、 (15)特定の運転者に対する指導義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2 項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断 未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10条第2項)、(17)事業報告書及び事業実績報 告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第 1項)	14	14
7	20240726	株式会社ダイエックス 中部(法人番号 6180001142561) 代表 者岡部哲也	愛知県一宮市大和町妙興 寺字千間堂66番地	一宮営業所	愛知県一宮市大和町妙興 寺字千間堂66番地	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	令和6年4月9日及び令和6年4月17日、公安委 員会からの通知を端緒として、監査を実施。2件 の違反が認められた。(1)運転者に対する指導 監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第1項)、(2)運行管理者に対する指 導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第22条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20240726	大徳運輸株式会社（法人番号5180301001220）代表者徳本雅巳	愛知県岡崎市生平町保毛22番地1	本社営業所	愛知県岡崎市生平町保毛22番地1	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和6年2月27日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
9	20240729	有限会社天商（法人番号3200002003119）代表者井上浩	岐阜県本巣市文殊137番地1	本社営業所	岐阜県本巣市文殊137番地1	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年1月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10 20240731	有限会社西野運送(法人番号2080002011845) 代表者西野朱美	静岡県静岡市駿河区見瀬28番地の2	本社営業所	静岡県静岡市駿河区見瀬28番地の2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年12月6日及び令和6年2月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。